

企画課長説明要旨

企画課長の津井田でございます。

お手元に、資料を3点ご用意しております。

まず1点は縦置きのと歌山県総合計画【原案】、2点目は横置きの【原案説明資料】、3点目は参考資料として現行の長期総合計画の主な成果と課題を取りまとめたものとなっております。

私の方からは、総合計画原案の要点をまとめた、横置きの【原案説明資料】に沿って、説明をさせていただきます。

表紙をおめくりいただきますと、目次がございますが、まず長期構想の主な部分を簡単に触れさせていただいた上で、実施計画（アクションプラン）を中心に説明申し上げ、計画推進の方向性、その他として今後の進め方の順で説明いたします。

（Ⅰ．長期構想）

それでは、「Ⅰ．長期構想」の概要について、説明いたします。

1頁をご覧ください。

先ほど、知事からの説明にもございましたように、本計画では、2040年に実現したいと歌山の将来像を『人口減少や気候変動に適応した、持続可能で心豊かなと歌山』『個人が尊重され、あらゆる分野で個性輝くと歌山』としております。

2頁をご覧ください。

5つの社会の潮流に対応し、めざす将来像を実現するため、

1. 海外の活力を取り込む
2. 人への投資を強化する
3. 産業の創造力と生産性を高める
4. つながりを拡げて、暮らしを守る
5. 誰にも居場所がある社会をつくる
6. 安全な社会基盤を築き、さまざまな脅威から命を守る

以上、6つの柱により政策を展開してまいります。

3頁をご覧ください。

人口の長期的展望と、その対策の方向性について、改めて整理させていただきましたので、ご説明申し上げます。

本県の人口は、全国的に生じている東京圏への人口一極集中などの社会情勢や、国民の結婚、出産、子育てに対する意識の変化、これまでの出生数の推移などを踏まえると、少なくともこの計画で展望する2040年に向かっては、国立社会保障・人口問題研究所が分析した将来推計人口に近い数値で推移することが見込まれます。

そのため、めざす将来像でお示したように、社会・経済システムを人口動態に適応したものへと再構築していくことが急務ですが、地方創生に立ちはだかる最大の壁は人口減少であるとの認識のもと、その抑制・緩和と人口構造の若返りに最大限の力を注いでいくことに変わりはありません。

なお、各種施策を講じた結果、10代から30代の若年層における転出超過がなくなった場合の人口の見通しを試算したところ、2040年時点の本県人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計が72.8万人のところ、74.3万人となる見込みです。

以上が、「Ⅰ. 長期構想」の概要となります。

（Ⅱ．実施計画）

次に、4頁をご覧ください。「Ⅱ．実施計画（アクションプラン）」について、まずは、長期構想との関係についてですが、右図にありますように、実施計画では、長期構想で掲げる政策の6つの柱における2040年にめざす姿の鑑ごとに、具体的なアクションとして、5年間で実施する主な施策を取りまとめております。

また、この実施計画は、まち・ひと・しごと創生法に規定する「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」として位置付け、計画期間は、2026年度から2030年度までの5年間としております。

なお、政策の6つの柱ごとに、主な指標における現在位置と目標位置を設定しており、それらを5頁から8頁に記載しております。

9頁以降では、実施計画において、新たな施策が含まれる部分を、計画原案から抽出して記載しております。本日は、新規・拡充要素をかいつまんで説明いたしますので、ご了承ください。

それでは、実施計画の内容に移ります。9頁をご覧ください。
1つ目の柱、「海外の活力を取り込む」でございます。

国際化を踏まえた産業振興を図るため、空飛ぶクルマの商用運航に向けた離発着場の整備や、小型船舶・小型航空機の寄港誘致に向けた受入環境の整備、熊野白浜リゾート空港の滑走路延伸の準備も含めた空港施設の機能強化に取り組んでまいります。

また、外国人労働者を幅広い産業分野において戦略的に呼び込むため、ターゲット国の選定や、海外高等教育機関等と連携した新たな仕組みの構築、外国人に関する一括相談支援体制の整備など、外国人材が活躍できる環境づくりを、総合的に進めてまいります。

10頁をご覧ください。

2つ目の柱、「人への投資を強化する」でございます。

まず、「子育て」分野については、安心してこどもを産み育てられる環境づくりに向けて、日常的な保育の場を充実させるため、保育士としてのキャリア選択を後押しする取組や、地域限定保育士試験の導入など、保育人材の確保対策を強化してまいります。

また、「えるぼし」「くるみん」認定といった、女性活躍や子育てを応援する働きやすい職場環境の普及・拡大に向け、相談支援制度の整備や、県中小企業融資制度による低利での資金貸付など、企業等へのインセンティブとなる仕組みを構築してまいります。

さらに、多様な家庭環境に関する支援体制として、児童家庭支援センターの追加設置など社会的養護の基盤を充実させるとともに、ネグレクトなど養育環境が原因で、生活に必要な食事や学習環境が不十分なこどもたちを支えるため、学校・家庭以外の居場所となる児童育成支援拠点の市町村での整備を推進してまいります。

11頁をご覧ください。

次に、「教育」分野については、学習者主体の学びの実現に向け、市町村教育委員会と連携しながら、質の高いオンライン学習環境の整備を進め、授業と自主的な学習の切れ目をなくするとともに、少人数指導やティーム・ティーチングなど、個に応じた指導を充実してまいります。

また、県立高等学校の魅力化・特色化として、カーボンニュートラル燃料、蓄電池、宇宙等の成長産業で求められる教育プログラムを開発・導入するなど、普通科改革・職業系専門学科改革を進めてまいります。

さらに、知的障害や、発達障害の二次的な障害としての病弱な生徒の進路の選択肢を拡大するため、資格取得に向けた専門教科の学びを提供する高等支援学校の設置を推進するほか、公教育とフリースクールの新たな連携や支援のあり方を検討するなど、不登校児童生徒への支援を強化してまいります。

12頁をご覧ください。

3つ目の柱、「産業の創造力と生産性を高める」でございます。

まず、「商工業」分野については、成長産業の開拓に向け、国が進めるGX官民投資に関連した今後10年間での大規模県内投資の実現をめざして、臨海部における大規模跡地の産業用地化を促進するとともに、合成燃料や蓄電池分野などの企業誘致に取り組んでまいります。

スペースポート紀伊を中心とする宇宙産業の集積に向けては、市町村や関連事業者と連携した産業用地開発を進め、サプライチェーン企業等の誘致活動を推進してまいります。

また、クリーンエネルギーを大規模に供給できる地域として、洋上風力発電の導入を実現するため、再エネ海域利用法に基づく促進区域指定に向けた取組を進めるとともに、発電施設の建設に係る港湾施設整備計画の策定等に取り組んでまいります。

さらに、家庭用太陽光発電を含め県内で創出した再エネ価値を、県内の脱炭素経営をめざす事業者等につなぐ新たな仕組みを構築するとともに、環境に配慮した製品へのポイント付与制度の活用などを通して、県民の環境配慮への意識改革と行動変容を促してまいります。

県内企業の成長力強化については、県経済にインパクトを与える中堅・中小企業を創出するため、国が進める「100億宣言」を行う企業を後押しするとともに、それに基づく支援の獲得など、成長意欲の高い企業への伴走型支援を強化してまいります。

13頁をご覧ください。

産業人材を育成する県立産業技術専門学院の機能強化を図るため、産業政策に応じた訓練カリキュラムの構築や、老朽化する施設・設備等の見直しなど、今後の職業訓練施設のあり方について2030年度までに方向性を定め、段階的に実施してまいります。

なお、多様で柔軟な働き方の推進については、10頁での説明と一部重複しますので、割愛させていただきます。

次に、「農林水産業」分野については、優良農地の確保と集積・集約化に向け、市町村と連携して、担い手の確保と併せて地域での話し合いを進めるなど、将来の農地利用のあり方をまとめた地域計画の完成度を高める取組を推進してまいります。

また、畜産農家の経営基盤強化を図るため、高品質な枝肉を生産する技術を確立してまいります。

さらに、地域全体としての農業収益の底上げを図るため、未利用果実の活用など、多様な事業者との連携を通じた加工機能の強化を進め、収益構造の深化を促進するとともに、世界農業遺産への認定をはじめとする地域のブランド化を推進してまいります。

14頁をご覧ください。

気候変動リスクへの対応を進めるため、生産環境変化に対応した新技術開発に係る基礎研究に本格的に取り組んでまいります。

林業関係では、木材加工体制を強化するため、既存製材工場の規模拡大を支援するとともに、集成材工場など新たな工場の誘致を推進してまいります。

また水産業関係では、養殖業の成長産業化をめざし、本県の環境や市場ニーズに合った魚種の調査、技術研究開発等を進めるとともに、新魚種・新養殖システムの導入、陸上養殖等への新規参入に係る支援や、県外事業者の誘致を推進してまいります。

次に、「観光業」分野については、観光戦略・観光地経営の高度化を図るため、地域の観光関連事業者と連携して、観光ビッグデータを収集し、分析共有できるマーケティング分析システムを構築するとともに、民間企業の人材活用等により都道府県DMOの体制を強化するなど、観光地経営に係る地域全体のマネジメント力を高めてまいります。

また、持続可能な観光地を実現するため、宿泊税など安定的な観光振興財源の確保に向けた検討を進めてまいります。

15頁をご覧ください。

4つ目の柱、「つながりを広げて、暮らしを守る」でございます。

まず、「地域づくり」分野については、人口減少に適応した社会の構築に向け、医療・福祉、教育、交通、公共施設などの公共サービスの維持・充実に係る課題のうち、市町村単独での対応が困難な課題を解決するため、地域に密着した振興局の機能を活かしながら、広域的な取組を推進してまいります。

また、老朽化するインフラ施設の増加、技術系職員や建設業者等の担い手不足など、需給両面の課題に対応するため、道路、公園、上下水道、ごみ処理施設といった複数・広域・多分野のインフラの共同発注・共同管理等の取組の拡大に向けた県・市町村間の連携を強化してまいります。

移住や関係人口の拡大については、教育移住や区域外就学等を活用した親子での地域滞在を促進するとともに、繁閑期の異なる仕事を組み合わせて安定的な雇用を創出する特定地域づくり事業協同組合制度や地域おこし協力隊制度の活用など、地域の実情に応じた雇用と活躍の場づくりを市町村とともに推進してまいります。

16頁をご覧ください。

次に、「医療・福祉」分野について、医療関係では、地域に必要な救急・小児・周産期・災害医療等を担う公立・公的病院の持続的な経営体制を確保するため、病床機能の転換にとどまらず、医療圏内における診療科や医療機能の重複をなくし、人員配置の効率化を進めるなど、再編・統合を含む医療資源の効率的な配分を推進してまいります。

また、医療機関へのアクセスが困難な地域においても適切な医療サービスが受けられるよう、オンライン診療や医療MaaSなどデジタル技術の活用を推進するとともに、遠隔技術を活用した三次医療機関による地域の公立病院等への支援体制を強化するなど、医療機関間の連携を深化してまいります。

さらに、地域医療に欠かせない医療人材を確保するため、地域ごとの課題に対応した看護人材の確保・共有に係る新たな連携体制の構築に取り組んでまいります。

介護関係では、将来的な介護需要のピークアウト後も地域におけるサービスを確保できるよう、各地域の実情に応じたサービスの集約や施設の機能転換を含む市町村・事業者の取組を促進するとともに、中山間地域等、特にサービスの維持が難しい地域における市町村による事業者支援を後押ししてまいります。

また、8050問題・ヤングケアラーなど複合的な課題や制度の狭間にある課題を抱える人・世帯に対しても、早期発見・早期対応できるよう、住民主体の支え合い活動を促進してまいります。

17頁をご覧ください。

5つ目の柱、「誰にも居場所がある社会をつくる」でございます。

まず、「居場所づくり」分野については、老朽化が進む県立体育館、紀三井寺公園陸上競技場・野球場などのスポーツ施設の今後のあり方や整備の方向性について、現状を前提としない多角的な観点から検討を開始するとともに、県立自然博物館の展示・収蔵、防災の機能を高める現地でのリニューアルや、県立博物館施設における地域の歴史・特色を活かした魅力向上など、文化観光の拠点となる機能の強化を進めてまいります。

また、地域の実情に応じた学校部活動の円滑な地域展開を図るため、指導者等の発掘・育成・マッチング支援の仕組みの構築を進めるとともに、家庭の経済事情や地域の実情等による活動・体験格差の解消と、地域クラブの安定的な運営を実現するため、生徒の地域クラブ活動への参加に係る費用負担の軽減等に取り組んでまいります。

次に、「人権尊重」分野については、人権侵害を受けた被害者の救済として、犯罪被害者等への生活資金の貸付や居住支援、安全確保などの対策をワンストップで提供するため、一元的な相談窓口の設置や、関係機関が連携した支援体制の構築を進めてまいります。

18頁をご覧ください。

6つ目の柱、「安全な社会基盤を築き、さまざまな脅威から命を守る」でございます。

まず、「防災減災・県土強靱化」分野については、資料と説明の順番が逆になりますが、デジタル技術を活用した災害対応の効率化・迅速化として、被災者の生活再建支援を迅速に行うため、住家被害認定調査や被災者台帳作成に係る市町村への共通システムの導入を促すなど、県全体での災害対応力の強化を図ってまいります。

また、孤立被災地域の発生という半島特有の課題に対応するため、先端技術の導入による災害警備本部機能の高度化や、新たな災害拠点の選定、装備の充実を行うなど、被災地における長期間の警察活動を的確に実施するための体制を構築してまいります。

次に、「治安・交通安全」分野については、新たに発生する組織犯罪・サイバー犯罪等に的確に対応するため、捜査の迅速化、サイバーセキュリティ対策の強化、犯罪抑止対策の効率化等に資する資機材・システムの導入など、警察の組織基盤の強化を推進してまいります。

また、人口減少や新型モビリティの導入等による地域ニーズや環境変化に応じた交通秩序の維持を図るため、先端技術の導入による交通事故対策の強化や、交通規制の見直し、交通安全施設の更新・撤去等、交通環境の整備を的確に推進してまいります。

以上、「Ⅱ. 実施計画（アクションプラン）」の概要として、今後５年間で実施する主な施策のうち、新規・拡充要素を中心に説明をさせていただきました。

（Ⅲ. 計画の推進）

次に、１９頁をご覧ください。

本項目については、先ほど、知事から説明がございましたので、割愛させていただきます。

（Ⅳ. 今後の進め方）

最後に、２０頁をご覧ください。

今後の進め方としましては、総合計画の原案について、パブリックコメントの手続きを、９月定例会閉会後の１０月１日から３０日まで行い、いただいたご意見等を必要に応じて反映した上で、１２月定例会に計画議案を提出する予定でございます。

なお、事前にお配りした資料から、２点訂正しておりますのでご報告します。

まず、原案説明資料２０頁について、１０月に予定していた県議会（会派別）への計画原案の説明を９月中の開催で調整中に変更しております。

また、別冊縦置き、計画原案４８頁について、図表８１の基準年に誤りがありましたので、訂正しております。

以上で、総合計画原案についての説明を終わらせていただきます。何卒、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。